

岐阜市福介号外  
令和5年8月30日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

岐阜市福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う運営推進会議又は  
介護・医療連携推進会議に関する今後の取扱いについて

日頃は本市の介護保険行政に対し、ご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」により、運営推進会議の開催について新型コロナウイルス感染症拡大時の対応が示されていたところです。

地域密着型サービスにおいて開催が義務付けられている運営推進会議又は介護・医療連携推進会議については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、当課より令和2年10月6日付で通知をしていましたが、令和5年5月1日付厚生労働省からの事務連絡に基づき、本市としての今後の対応方針を次のとおりとしますのでご対応をお願い致します。

《今後の運営推進会議の開催方法について》

開催方法については、原則、対面方式の開催を基本とし、書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められませんのでご注意ください。

会議の実施にあたっては、オンラインによる実施が可能です。

利用者又はそのご家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について同意を得る必要がありますのでご承知おきください。

なお、感染症や自然災害等により予定日に実施できず、代替の開催日も確保できない場合は市町村判断により認める場合もあります。

岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」における以下の規定について、今後も留意した対応をお願い致します。

第61条の17（一部抜粋）

指定地域密着型通所介護事業者は、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

第61条の17第2項

指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表しなければならない。

開催事業所と開催頻度

運営推進会議	
サービス種別	開催頻度
小規模多機能型居宅介護	おおむね 2 月に 1 回以上
看護小規模多機能型居宅介護	
地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型特定施設	
認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	おおむね 6 月に 1 回以上
地域密着型通所介護	

介護・医療連携推進会議	
サービス種別	開催頻度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね 6 月に 1 回以上

岐阜市介護保険課 支援係

TEL 058-214-2093 (直通)

FAX 058-267-6015

mail [kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp](mailto:kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp)